

県民税

住民の方が、その居住している県の行う行政（教育・土木・衛生等）に要する経費を広く負担していただくものです。

納める人

1月1日現在

- ①県内に住所のある人 →均等割と所得割を納めます。
- ②県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人でその所在する市町村に住所がない人 →均等割を納めます。

納める額

均等割 - 1,500円*（市町村民税3,000円）

*森林環境税(P17)500円が含まれています。

令和6年度からは、別に森林環境税(国税)として、1,000円が課税されます。

所得割 - 前年の所得金額から、各種控除を行い4%（市町村民税6%）の額を納めます。

申告

申告期限は翌年3月15日で、個人の市町村民税と一緒にを行います。なお、前年の所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる場合、または所得税の確定申告書を提出した場合には必要ありません。

納税

給与所得者は、6月から翌年5月の12回に分けて毎月の給料から源泉徴収(天引き)されます。(12・13ページを参照)65歳以上の公的年金受給者は、公的年金から特別徴収(天引き)されます。(公的年金の所得に対する住民税のみ)その他の人は、市町村から送付される納税通知書により、原則として6・8・10・1月の4期に分けて納めます。

所得控除一覧表

控除項目	控除金額
雑損控除	①(損失額-保険等の補てん額)-(総所得金額等合計額×1/10) ②災害関連支出の金額-5万円 ※①②のうち、いずれか多い方の金額
医療費控除	(医療費-保険等の補てん額)-(10万円又は総所得金額等の合計額×5/100のいずれか低い額) ※最高200万円が限度 【従来の医療費控除との選択適用:平成30~令和9年度】医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) (スイッチOTC医薬品等の購入総額-保険等の補てん額)-12,000円 ※最高88,000円が限度 ※適用には一定の条件があります。
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	①新生命保険料、②介護医療保険料又は、③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの) 支払った金額 控除額 12,000円まで 支払った金額 12,000円を超え、32,000円まで 支払った金額×1/2+6,000円 32,000円を超える場合 支払った金額×1/4+14,000円 ※各28,000円が限度
	④旧生命保険料又は⑤旧個人年金保険料 支払った金額 控除額 15,000円まで 支払った金額 15,000円を超え、40,000円まで 支払った金額×1/2+7,500円 40,000円を超える場合 支払った金額×1/4+17,500円 ※各35,000円が限度 ①(又は④)と③(又は⑤)と②、あわせて70,000円が限度
地震保険料控除	①地震保険料 支払った金額1/2 ※25,000円が限度 ②長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約締結したもの) 支払った金額 控除額 5,000円まで 支払った金額 5,000円を超える場合 支払った金額×1/2+2,500円 ※各10,000円が限度 ①と②、あわせて25,000円が限度
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)
ひとり親控除	30万円(生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下である単身者)
寡婦控除	26万円(上記以外の合計所得金額が500万円以下である寡婦)
勤労学生控除	26万円

配偶者控除	納税者合計所得金額	控除額	
	900万円以下	33万円 (老人配偶者は38万円)	
	900万円超950万円以下	22万円 (老人配偶者は26万円)	
	950万円超1,000万円以下	11万円 (老人配偶者は13万円)	
	1,000万円超	適用なし	
配偶者特別控除	配偶者合計所得金額	納税者合計所得金額	控除額
		~100 ~105 ~110 ~115 ~120 ~125 ~130 ~133 133~	
	900万円以下	33 31 26 21 16 11 6 3 -	
	900万円超950万円以下	22 21 18 14 11 8 4 2 -	
	950万円超1,000万円以下	11 11 9 7 6 4 2 1 -	
	1,000万円超	適用なし	(記載のないものの単位：万円)
扶養控除	扶養親族1人につき33万円 (16歳未満を除く) ① 年齢19歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)については45万円 ② 年齢70歳以上の扶養親族(老人扶養親族)については、本人又はその配偶者の直系尊属で同居している人(同居老親等)は、45万円、その他の人は38万円		
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額	
	58万円超95万円以下	45万円	
	95万円超100万円以下	41万円	
	100万円超105万円以下	31万円	
	105万円超110万円以下	21万円	
	110万円超115万円以下	11万円	
	115万円超120万円以下	6万円	
	120万円超123万円以下	3万円	
123万円超	適用なし		
基礎控除	合計所得金額	控除額	
	2,400万円以下	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	2,500万円超	適用なし	
所得金額調整控除	給与と所得及び公的年金等雑所得があり、その合計が10万円を超える等の一定条件を満たす場合に一定の金額を控除するもの		

■ 計算してみましょう

高知市に住むTさんの場合(会社員)

家 族 配偶者(パートタイム労働者、収入105万円：所得=105万円-65万円=40万円)
子 2人(大学生・中学生)

収 入 530万円

新生命保険料 8万円

社会保険料 35万円

地震保険料 6,000円

■ こたえは

収入金額 **5,300,000円** 給与の場合は、収入に応じて給与所得控除があります。

給与の収入金額の合計額	給与所得の金額		社会保険料控除 350,000円 ()は人的控除の差額
650,999円まで	0円		+
651,000円~1,899,999円	収入金額-650,000円		+
1,900,000円~3,599,999円	収入金額 ÷4=A	A×4×70%-80,000円	+
3,600,000円~6,599,999円	[千円未満]端数切捨	A×4×80%-440,000円	※ 配偶者控除 330,000円 (50,000円)
6,600,000円~8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円		※ 扶養控除(特定)1人分 450,000円 (180,000円)
8,500,000円以上	収入金額 -1,950,000円		※ 基礎控除 430,000円 (50,000円)

所得金額 **3,800,000円** - 所得控除 **1,591,000円**

所得金額-所得控除=合計課税所得金額(千円未満切捨)
2,209,000円

調整控除 (合計所得金額2,500万円超は適用なし)

※人的控除の差額 280,000円
合計課税所得金額が200万円を超える場合は、人的控除の差額(280,000円)から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額(209,000円)を引いた金額の5%を税額から控除する。
{280,000円-(2,209,000円-2,000,000円)}×5%=3,550円
(県民税1,420円・市民税2,130円)

均等割

県民税 1,500円

市民税 3,000円

森林環境税(国税) 1,000円

所得割

県民税 2,209,000円×4%-1,420円=86,900円 (百円未満切捨)

市民税 2,209,000円×6%-2,130円=130,400円 (//)

合計

県民税 **88,400円**

市民税 **133,400円**

森林環境税(国税) **1,000円**

納付額は **222,800円** になります。

税額控除

各種の控除(所得控除)を行った後の課税所得の額に、税率を乗じて一旦計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの(税額控除)があります。

項目	内容
調整控除	所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なるため、税源移譲によって所得税と住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。
寄附金税額控除	地方公共団体等に寄附を行った場合に、一定額が控除されます。 (寄附金－2,000円)×4% (市町村民税 6%) 税務署へ確定申告することで、所得税と住民税の両方の控除を受けることができます。 所得税では所得控除になりますが、住民税では県民税と市町村民税で対象が異なる場合があるため、税額控除になります。 1. 地方公共団体に対する寄附金 (いわゆる「ふるさと納税」) (注1) 2. 高知県共同募金会及び日本赤十字社高知県支部に対する寄附金 3. 県が条例で指定した寄附金 (注2) 注1：いわゆる「ふるさと納税」は、上記以外に特例控除額があります。 注2：市町村が条例で指定している場合は、市町村民税でも控除されます。
配当控除	株主等が受け取った配当は、企業側で課税された後の利益(所得)から分配されるので、法人税と所得税の二重課税とならないよう、既に課税された部分を控除するものです。
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	平成21年度税制改正において、住宅ローン減税制度について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税で税額控除することとされました。 平成21年から令和12年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。
外国税額控除	外国で生じた所得に、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、二重課税の解消のため行われる控除です。
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除	源泉徴収(特別徴収)済みの配当所得・株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

給与所得者の個人住民税の特別徴収について

(高知県内で従業員をお雇いの事業主の皆様へ)

■ 個人住民税の特別徴収とは？ ■

事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市町村民税と県民税)を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。

法人・個人を問わず、事業主は特別徴収義務者として、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。(地方税法第321条の4)

従業員には、家族、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等すべて含みます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員等について、所得税法の規定により所得税を源泉徴収する義務のある雇い主の皆さんは、地方税法及び市町村税条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者となります。

個人住民税の特別徴収は電子申告・電子納税(eLTAX)をご利用ください。
利用の手続や詳しい内容はeLTAXのホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

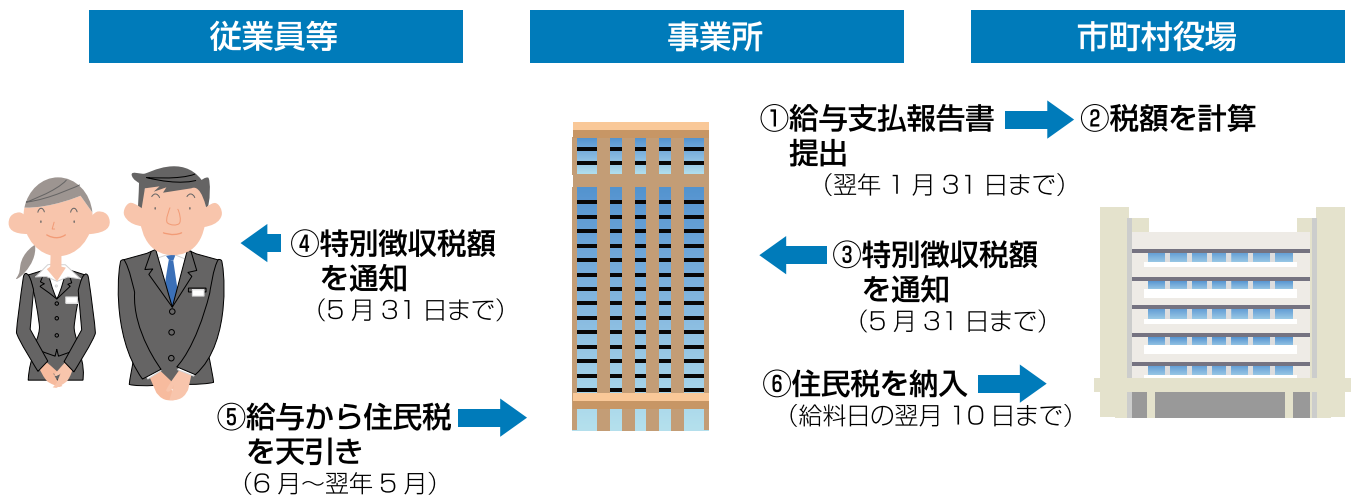


■ 個人住民税特別徴収の事務は？ ■

● 基本的な手続

1月末までに提出していただいた給与支払報告書などに基づいて、市町村が税額を計算し、5月末までに特別徴収税額決定通知書が送られてきますので、その税額を6月～翌年5月の毎月、給料から天引きして、給料日の翌月10日までに、市町村へ納めていただきます。

【個人住民税特別徴収の流れ】



●その他の手続

① 税額の変更通知

従業員の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「**特別徴収税額変更通知書**」が送付されますので、その通知に従って**特別徴収する税額を変更**してください。

② 異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主が、従業員の方がお住まいの市町村に「**異動届**」を提出する必要があります。

③ 退職・休職者の徴収方法

□ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員から直接納付していただきます。従業員から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、**未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。**

□ 1月1日から4月30日までに退職等をした場合

元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員の申し出がなくても**5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく**必要があります。（地方税法321条の5第2項）

④ 退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされています。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。

⑤ 納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入していただくことになっています。給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業主に限り、従業員がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収額のうち、**6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入**できる「**納期の特例**」をご利用いただけます。

- ◆ 個人住民税の特別徴収に関する具体的な手続等については、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。